

お産 & 子育てを支える会会則

第1章 総則

(名称)

第1条

本会は、「お産 & 子育てを支える会」と称する。

(主たる事務所)

第2条

本会は、主たる事務所を、滋賀県東近江市に置く。

(目的)

第3条 本会は、妊娠・出産・子育てに関する活動(公益活動)を行い、地域における母子保健事業に寄与することを目的とする。

第2章 事業

第4条

本会は、前条の目的を達成するために女性やその家族が妊娠・出産・子育てを自分らしく納得できるように、次の事業を実施する。

(活動・事業の種類)

- (1) 妊娠、出産、産後ケア、子育てのサポートに関する事業
- (2) 周産期にある母子・家族および女性のライフサイクルに関する医療・保健・福祉の増進に資する事業
- (3) 上記(2)に繋る、地域社会へ貢献する事業
- (4) 情報・資料収集およびこれらの情報を提供する事業
- (5) 地域で働く助産師を発掘・育成する事業

第3章 会員および入会退会

(会員)

第5条 本会の会員は、次の3種類とする。

- (1) 正会員は、本会の目的に賛同し入会した個人とする。
- (2) 賛助会員は、本会の事業を賛助するために入会した個人とする。
- (3) 賛助団体は、本会の事業を賛助するために入会した団体とする。

(入会)

第6条

会員および賛助団体として入会しようとする者は、入会申込書を代表に提出し、定例会の承認を得るものとする。

(退会)

第7条

会員は、退会届を代表に提出し任意に退会することができる。

2 正会員および賛助会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡したとき。
- (2) 会費を2年以上納入しないとき。

3 団体が、次の号に該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 団体が解散したとき。
- (2) 会費を1年以上納入しないとき。

第4章 役員および事務局

(役員)

第8条

本会に次の役員を置く。

- (1) 代表 1名
- (2) 副代表(事業) 1名
- (3) 副代表(会計) 1名
- (4) 監事 2名

2 第1項に定める役員は、正会員の互選により選出する。

3 役員任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

(職務)

第9条

代表は、本会を代表しその事業を統括する。

2 副代表(事業)は、代表を補佐し、代表に事故があるとき又は欠席の時はその職務を代行する。

3 副代表(会計)は、代表を補佐、事業に伴う会計を掌理する。

4 監事は、会の業務および会計を監査する。

(解任)

第10条

役員が次の各号のいずれかに該当するときは、定例会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(事務局)

第11条

この会の事務を処理するために、事務局を設置する

2. 事務局には、事務局長および所要の職員を置く
3. 事務局長は代表が役員会の承認を得て、任免する

第5章 総会・役員会・定例会

第12条

(総会・役員会・定例会の招集)

本会の会議は総会、役員会、定例会とし、代表が招集する。

(総会)

第13条

総会は、正会員をもって構成し、年に1回開催するものとする。但し、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 解散
- (3) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 役員を選任又は解任
- (6) その他会の運営に関する重要事項

3 総会は、正会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

(役員会)

第14条

役員会は役員をもって構成し、必要に応じて開催することができる。ただし、監事を除く。

2 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない重要業務の執行に関し、議決する。

(定例会)

第15条

定例会は、正会員をもって構成し、月1回開催するものとする。但し、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

(議事および議事録)

第16条

議事は、出席した正会員の過半数をもって決し、

附 則

本会則は、令和元年5月1日から施行する。

令和元年(2019年)7月1日改正

令和2年(2020年)3月31日改正

可否同数のときは、議長の決するところによる。
2 議事については、議事録を作成する。

第6章 会費および会計

(会費)

第17条

会員は、以下に定める会費を納入しなければならない。

- (1) 正会員 3,000円
- (2) 賛助会員 1,000円
- (3) 賛助団体 5,000円

(経費)

第18条

本会の経費は次の収入をもってこれに充てる。

- (1) 会費
- (2) 事業収入
- (3) 寄付
- (4) その他の収入

2 会費は、総会で決定する。

(事業年度)

第19条

本会の事業年度は、毎年4月1日から、翌年3月31日までとする。

(事業報告書及び決算)

第20条

代表は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

第7章 その他

(委任)

第21条

本会則に定めのない事項は、総会の議決を経て、代表が別に定める。

(変更)

第22条

本会則は、総会において、出席者の過半数以上の承認がなければ変更できない。